

ばい煙指定施設（福島県生活環境の保全等に関する条例）

【福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 1】（第 4 条関係）

1 ばいじんに係るばい煙指定施設

	施設名	規模要件
1	（金属の精錬または鋳造用）溶解炉 ※自動車の解体に伴って発生するアルミニウム部品の溶解用に関し、大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設を除く	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積 0.5m²以上 1 m² 未満 羽口面断面積 0.3 m² 以上 0.5 m² 未満 燃焼能力 30 リットル/時 以上 50 リットル/時 未満 変圧器定格容量 100kVA 以上 200kVA 未満
2	（無機化学工業品製造用）焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼能力 30 リットル/時 以上 変圧器定格容量 50kVA 以上
3	（製鉄、製鋼、合金鉄製造用）電気炉	変圧器定格容量 500kVA 以上 1,000kVA 未満
4	廃棄物焼却炉 ※大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設を除く	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積 1 m² 以上 2 m² 未満 焼却能力 100kg/時 以上 200kg/時 未満
5	（活性炭原料製造用）炭化施設 ※木炭製造用を除く	火床面積 10 m ² 以上

2 指定有害物質に係るばい煙指定施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー ※燃料として石炭を使用するものに限る	燃焼能力 10 トン/時 以上
2	ボイラー ※燃料としてプラスチック又は廃棄物固形化燃料を使用するものに限る	<ul style="list-style-type: none"> 火床面積 0.5m²以上 燃焼能力 50kg/時 以上
3	（窯業製品製造用）焼成炉 ※建設用粘土製品に限る	燃焼能力 100 リットル/時 以上
4	（燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]）反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉 （燐化合物製造用）電気炉、反応施設	<ul style="list-style-type: none"> 燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
5	（化学製品製造用）食塩電解施設	電流容量 5kA 以上
6	廃棄物焼却炉	焼却能力 1,000kg/時 以上
7	（銅、鉛、亜鉛の精錬用）ばい焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉含）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉含）、転炉、溶解炉、乾燥炉	<ul style="list-style-type: none"> 原料処理能力 0.5 トン/時 以上 火格子面積 0.5 m² 以上 羽口面断面積 0.2 m² 以上 燃焼能力 20 リットル/時 以上
8	（銅、鉛、亜鉛の第 2 次精錬または銅、鉛、亜鉛の管、板、線製造用）溶解炉 ※9 の項に掲げるもの、鉛系顔料製造用溶解炉を除く	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼能力 10 リットル/時 以上 変圧器定格容量 40kVA 以上
9	（鉛蓄電池製造用）溶解炉	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
10	コークス炉	原料処理能力 20 トン/日 以上